

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。						
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日から120日間。						
補償対象	カード会員が日本国内及び海外でカードを利用して購入された物品。						
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額およびご注意事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1事故上限額</th> <th>年間上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補償限度額</td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 年間上限額とは、保険期間中の本会員およびファミリーカード会員合算の限度額になります。 ● 自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額(修理の場合も含む)は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金額に対するカードによる支払額の割合を代金額に乘じた金額が限度となります。</p>		1事故上限額	年間上限額	補償限度額	300万円	300万円
	1事故上限額	年間上限額					
補償限度額	300万円	300万円					
補償の対象とならない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 紛失・置き忘れによる損害 ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害 ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪ 汚損、かぎ損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 						
補償の対象とならない主な物品	<ul style="list-style-type: none"> ① 商品券、航空券、乗車券など ② 宅配便など(通販などの輸送中の物品) ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④ 預金証書または貯金帳(通帳及び現金支払機用カードを含みます。) ⑤ 食料品・飲料(酒類を含みます。) ⑥ 船舶(ヨットモーターボート及びボートを含みます。)、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品 ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧ 動物あるいは植物(剥製ドライフラワーを含みます。) ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑪ 職業上の商品として購入したもの 						
保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。						
代位	<ul style="list-style-type: none"> ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのためには損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。 						
損害防止義務	会員は事故が生じたときの損害発生の防止及び軽減につとめなければなりません。						
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。						

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡下さい。

ショッピング安心保険事故受付デスク
0120-279-109 018-803-7631
24時間受付／年中無休

2021年10月作成

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

海外旅行傷害保険

保険金請求書類	現地でしか手配できない書類		※損害明細書	除籍證本	委任状戸籍謄本	※後遺障害診断書類	その他書類
	医師の診断書	お泊り宿泊費の領收書類					
治療費用保険金(傷害・疾病)	○	○	○	○	○	○	○
携行品損害保険金	○	○	○	○	○	○	○
死亡保険金	○	○	○	○	○	○	○
後遺障害保険金	○	○	○	○	○	○	○
救援者費用等保険金	○	○	○	○	○	○	○
賠償責任保険金(対人)	○	○	○	○	○	○	○
賠償責任保険金(対物)	○	○	○	○	○	○	○
航空機遅延費用等	○	○	○	○	○	○	○

(注)1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類

2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。(事故発生日から90日以内にご提出ください) クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。		
保険金請求に必要な書類		
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書	—	—
修理代金請求書	○	—
修理代金領収書	—	—
全損証明書	—	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届(盗難の場合のみ)	○	—
その他関係書類	○	○

(注)○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■取扱代理店 / 株式会社クレジットセゾン
静岡保険総合サービス株式会社

■引受け保険会社 / 損害保険ジャパン株式会社(引受け保険会社)
セゾン自動車火災保険株式会社
静銀セゾンカード株式会社

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受け保険会社の代理、代行を行っております。

各引受け保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

*本誌掲載の情報は、2021年10月1日現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(21NS-3000-2110)

静銀セゾンプラチナ アメリカン・エキスプレス・カード

海外・国内旅行傷害保険 ショッピング安心保険 のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE

Shizugin Saison Card Co., Ltd.

旅先で“もしも”的時に、お客様はもちろんご家族もしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険 お客様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

傷害	疾病	賠償責任	携行品損害
交通事故にあったケガをした	スポーツ中にケガをした	かぜで高熱を発した	お店の商品を壊した
救援者の費用	航空機遅延費用等	緊急アシスタンスサービス	 ハンドバッグを落として壊した
旅先でケガをし家族が現地に向かった	空港の到着が遅延され、乗り替えを購入した	 日本語を通じて救急車を呼んだ	 現金不要で治療を受けられる医療サービスを紹介する
※これらのサービスは、国・地域等の事情によりサービスを提供できない場合があります。			

国内旅行傷害保険

傷害
 搭乗した航空機の事故で亡なれた
 宿泊中に火災で亡なれた
 宿泊を伴う車型企画旅行参加中に交通事故にありケガをした
 宿泊を伴う車型企画旅行参加中に交通事故にありケガをした

支払限度額

保険の種類	担保内容	本会員/ファミリーカード会員	家族
海外旅行傷害保険	死亡・後遺障害	1億円	1,000万円
	治療費用	300万円	300万円
	疾病治療費用	300万円	300万円
	賠償責任	5,000万円	5,000万円
	携行品損害	50万円	50万円
	救援者費用	300万円	300万円
	寄託手荷物遅延費用	10万円	10万円
	寄託手荷物紛失費用	10万円	10万円
	乗継遅延費用	3万円	3万円
	出発遅延費用	3万円	3万円
国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
	入院日額	5,000円	5,000円
	通院日額	3,000円	3,000円

*1 家族特約の被保険者の範囲は、ファミリーカード会員を除く本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居のお子様です。

*2 携行品損害は、自己負担額3,000円+1円あたり10万円の限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害・傷害治療費用 ■国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害・入院・手術・通院	<ul style="list-style-type: none"> ●故意・重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気運び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれによる津波
■海外旅行傷害保険の疾病治療費用・救援者費用	<ul style="list-style-type: none"> ●故意・重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的見所のないむちむち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症
■海外旅行傷害保険の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ●故意・職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●愛護動物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故
■海外旅行傷害保険の携行品損害	<ul style="list-style-type: none"> ●故意・重過失 ●携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の損害 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登攀等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な出来事に直接起因しない電気的・機械的事故
■海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用・出発遅延費用	<ul style="list-style-type: none"> ●故意・重過失 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれによる津波

海外旅行傷害保険のあらまし(保険責任期間:最長90日)

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害 被保険者が(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が……死亡・後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもつて限度とします。
	治療費用 被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払います。 ①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき、ただし、責任期間中に原因が発生したものに限りません。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デンゲ熱、顎虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候群出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバーゲル熱、レブトスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。
疾病治療費用	③医師による治療費、手術費、入院費 ④緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ⑤義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ⑥治療による入院による必要となった旅行行程に復帰するための直達帰国するための交通費および宿泊費 ⑦入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等 (1事故について20万円限度) (注)社会保険等の公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。	1回の宿泊手荷物の遅延について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、しじ等の生活必需品の購入費用、貸与費用。
	寄託手荷物紛失 搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、しじ等の生活必需品の購入費用、貸与費用。
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガをさせたり、他の人物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	5,000万円を限度として損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。 (注)損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注)示談交渉サービスはありません。
	被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンクトレンズ、各種書類および別送品等を除きます。)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ(組または1枚)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、バスポート損害については再発給費用、渡航券の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注)お支払いする保険金の総額は、50万円を保険期間中の限度とします。 (注)修理費および再調達による費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
救援者費用等	被保険者が責任期間中に①事故により遭難(行方不明を含みます。)されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	300万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救援者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救援者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救援者の渡航手続費用および現地での諸経費(20万円限度) (注)救援者とは捜索、看護、事故処理を行うため現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。
	航空機を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができます、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができたとき。	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を10万円限度としてお支払いします。 ①宿泊費と食事代、交通費および国際電話等通信費。ただし、被保険者が払戻を受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことの費用を支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
航空機遅延費用等	乗継遅延費用	

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
航空機遅延費用等	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 ①宿泊費と食事代、交通費および国際電話等通信費。ただし、被保険者が払戻を受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	寄託手荷物遅延	1回の宿泊手荷物の遅延について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、しじ等の生活必需品の購入費用、貸与費用。
寄託手荷物紛失	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかった場合、手荷物が紛失したものの探し、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、しじ等の生活必需品の購入費用、貸与費用。

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間の間でかつ日本を出発した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出発した日から最長90日間が補償されます。
(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	死亡された場合……………	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。
	後遺障害が生じた場合……………	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。
入院・手術・通院	入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…3,000円(日額) 手術の場合… 5,000円×(手術の種類により) 10倍~40倍	

(注)募集型企画旅行とは、あらじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年1月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらじめ参加者が確定している旅行は募集型企画旅行ではありません。
(注)募集型企画旅行に参加中は、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加する目的に別に利用する機関は含みません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
(注)公共交通工具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行なう機関によって運行される航空機、電車、船等をいいます。時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車等は除く。
(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金・入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
静銀セゾン・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先(国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります。)
損保ジャパン事故受付デスク
(24時間受付、年中無休)

0120-553-935 018-888-8430

■海外メディカルヘルplineお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	オフィス
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から アメリカ本土から アラスカ本土から (1)949-437-9632	ロサンゼルス オフィス
	中国(香港・マカオを除く) 無料電話がご利用になれない場合 中国国内から 中国国外から (86)21-6841-2029	上海オフィス
北米・中南米 ハワイ	香港・マカオ 台湾 韓国 シンガポール タイ 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から (65)6738-3959	香港オフィス
	オーストラリア メキシコ 中国(香港・マカオを除く) 香港 マカオ 無料電話がご利用になれない場合 中国国内から 中国国外から (86)10-8447-5985 (86)10-8586-6149	オセアニア 中国センター
アジア シナ	台湾 シンガポール マレーシア 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から シナゴボル国内から (65)6535-5554	シンガポール センターセンター
	韓国 インドネシア フィリピン タイ ベトナム グアム・サイパン オーストラリア ニュージーランド 無料電話がご利用になれない場合 タイ国内から タイ国外から (66)2-302-6535	タイセンター
アジア・ オセアニア・ グアム・ サイパン	韓国 インドネシア フィリピン タイ ベトナム グアム・サイパン オーストラリア ニュージーランド 無料電話がご利用になれない場合 タイ国内から タイ国外から (66)2-302-6535	
	イギリス フランス イタリア ドイツ 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から イギリス国内から (44)20-8080-0250	ロンドン オフィス
各オフィスに 連絡が取れない場合	海外から 日本国内から (81)18-888-9299 0120-553-935 (無料電話) 018-888-8430	日本オフィス
	※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。	
電話ご利用上の注意点		
※上記は、2021年1月10日現在となっており、今後変更することがあります。		
●()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。		
●無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用になれない場合があります。その場合は「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいたたか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。		
●「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。		
●無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客様負担となります。		
●地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。		
●宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。		
●各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルpline東京センター(上記)」「海外ホットライン日本オフィス(上記)」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。		
●お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承願います。		
●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じことがあります。		

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

※夜間・週末等で、静銀セゾン・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本語の通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

※このページは、静銀セゾン・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード会員専用のページです。